

## さくら市農業委員会総会議事録（令和2年5月定例総会）

1. 開催日時 令和2年5月25日（月）午後1時30分から午後2時35分

2. 開催場所 さくら市役所第2庁舎2階第1・2会議室

3. 出席委員（18人）

会長	9番	中山 隆
会長職務代理者	15番	齋藤 敏一
委員	1番	千野根 友治
	2番	齋藤 克之
	3番	関 誠
	5番	七久保 勉
	6番	石原 功江
	7番	小林 義和
	10番	小菅 和彦
	11番	見目 桂一
	12番	大塚 明美
	13番	小池 利一
	14番	石田 多美子
	16番	古澤 一郎
	17番	小室 規雄
	18番	小林 功
	19番	舟本 幸美
	20番	小川 雅之

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名
第2	議案第1号 農地移動適正化あっせん申し出について
	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第4号 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見 について
	議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
	議案第6号 耕作放棄地の非農地通知書交付について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 野中 剛  
 係長 大山 昌良  
 主査 檜原 史郎  
 主事 石原 宏哉

7. 会議

事務局	野中	<p>定刻になりました。</p> <p>本日の出席委員は18名で、欠席はありませんので、定足数に達しており総会は成立いたします。</p> <p>では、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。</p>
会長	中山	<p>皆さんこんにちは。いよいよ任期も迫りまして委員会も残すところ今月と来月の2回となっております。また、昨年と違って今年は天候に恵まれまして農作業もはかどり順調に田植えも進んだところでございます。そういった中5月末になりましたとちょっと一段落かなという感じも見受けられております。また、新型コロナウイルスに関しましては徐々に下火になっておりますが、県内におかれましては徐々に増えているところでございます。そういった中での委員会でございますが本日は案件も若干少なくなっているかなという感じですが慎重審議をいただければと思いますので、よろしく申し上げます。それでは、ただ今からさくら市農業委員会5月定例総会を開会いたします。</p>
事務局	野中	<p>それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは、会議に先立ちまして、4月定例総会において承認されました常設審議委員会にかかる第5条の規定による許可2件申請者 ○○株式会社 及び 申請者 △△株式会社 につきましては、栃木県農業会議に諮問したところ、4月28日付けで許可相当の答申に基づき、許可書の交付を行いましたので、ご報告いたします。</p> <p>次に、本日、書類審査及び現地調査を行っておりますので、各</p>

		調査会より報告をお願いいたします。 はじめに、第1調査会の委員長からお願いいたします。
2番	齋藤	本日午前10時より全員出席のもと現地並びに書類審査してまいりました。案件として1号議案2件、2号議案1件、合計3件であります。詳細につきましては、後ほど担当委員より説明がありますので、ご審議お願いします。
議長	中山	次に第2調査会委員長の報告をお願いいたします。
18番	小林	本日午前9時30分より全員出席のもと書類及び現地調査を行いました。案件といたしまして議案第1号が1件、議案第3号が1件、合計2件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。
議長	中山	次に第3調査会委員長の報告をお願いいたします。
13番	小池	当委員会は全員出席のもと午前10時に開会し、議案等の内容審査を行い、その後現地調査を行いました。当委員会に付託されました案件は、議案第3号が3件、議案第5号が1件、議案第6号が3件、合計7件であります。なお、詳細につきましては担当委員からご説明がありますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。
議長	中山	次に第4調査会委員長の報告をお願いいたします。
14番	石田	本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。議案といたしまして議案第2号が2件、議案第5号が1件、議案第6号が2件、計5件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員よりご説明がございますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。
議長	中山	それでは議事に入る前に議事録署名人を指名いたします。 5番の七久保勉委員、6番の石原功江委員を指名いたします。 それでは議事に入ります。 議案第1号「農地移動適正化あっせん申し出について」を議題に供します。

		番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	大山	(議案第1号番号1番について、朗読して説明する。 この土地について、栃木県農業振興公社へ売渡しの申請がありました。 今後、栃木県農業振興公社に一旦所有権が移りますが、その後、栃木県農業振興公社より農業委員会に対して買い手のあっせん依頼がありますので、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。 以上です。
議長	中山	あっせん委員の選出ですので、第1調査会の委員長より指名願います。
2番	齋藤	あっせん委員としまして、15番の齋藤敏一委員と17番の小室規雄委員を推薦いたします。
議長	中山	それでは、議案第1号番号1番のあっせん委員は、15番の齋藤敏一委員と17番の小室規雄委員を指名いたします。 続きまして議案第1号番号2番について事務局の説明を求めます。
事務局	大山	(議案第1号番号2番について、朗読して説明する。 この土地について、栃木県農業振興公社へ売渡しの申請がありました。 今後、栃木県農業振興公社に一旦所有権が移りますが、その後、栃木県農業振興公社より農業委員会に対して買い手のあっせん依頼がありますので、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。 以上です。
議長	中山	あっせん委員の選出ですので、第1調査会の委員長より指名願います。
2番	齋藤	あっせん委員としまして、11番の見目桂一委員と19番の舟本幸美委員を推薦いたします。
議長	中山	それでは、議案第1号番号2番のあっせん委員は、11番の見

		<p>目桂一委員と19番の舟本幸美委員を指名いたします。</p> <p>続きまして議案第1号番号3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>(議案第1号番号3番について、朗読して説明する。)</p> <p>この土地について、栃木県農業振興公社へ売渡しの申請がありました。</p> <p>今後、栃木県農業振興公社に一旦所有権が移りますが、その後、栃木県農業振興公社より農業委員会に対して買い手のあっせん依頼がありますので、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>あっせん委員の選出ですので、第2調査会の委員長より指名願います。</p>
18番	小林	<p>あっせん委員としまして、6番の石原功江委員と10番の小菅和彦委員を推薦いたします。</p>
議長	中山	<p>それでは、議案第1号番号3番のあっせん委員は、6番の石原功江委員と10番の小菅和彦委員を指名いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>(議案第2号番号1番について朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
11番	見目	<p>案内図2-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>詳細につきましては事務局の説明のとおりであります。23日に地元の推進委員と現地を確認し問題はないとのことでした。また、本日の調査会でも問題はないとのこと。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。</p>

議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。 議案第2号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第2号番号1番については、原案どおり承認されました。 続きまして議案第2号番号2番及び番号3番については、関連がありますので、一括審議とさせていただきます。それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>(議案第2号番号2番及び番号3番について朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
14番	石田	<p>案内図2-2と2-3をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>この二人は兄弟であります。詳細につきましては事務局の説明のとおりでありますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。 議案第2号番号2番及び番号3番について承認される方の挙手を求めます。</p>

		<p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第2号番号2番及び番号3番については、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第3号番号1番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
18番	小林	<p>本案件は、上阿久津台地土地区画整理事業地内であるため、場所の説明は省略させていただきます。</p> <p>申請地は、譲渡人であります〇〇株式会社が建売分譲を目的とし令和元年8月26日付けで農地法第5条の規定による許可を受けた土地でございます。</p> <p>今回の案件は〇〇株式会社が建売住宅の購入を予定している譲受人へ所有権移転のための案件でございます。許可することは問題ないと判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号1番については、原案どおり承認されました。</p>

		<p>続きまして議案第3号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第3号番号2番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりが10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
13番	小池	<p>案内図3-2をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>この申請につきましては、売買により一般住宅を確保するための住宅敷地及び駐車場敷地にあてるために499㎡を転用する案件でございます。</p> <p>申請人は現在、〇〇市△△の借家に家族4人で住んでおりますが、手狭になり住宅を考えておりましたところ、会社までの通勤時間がほぼ同じで手ごろな場所ということで当該地を選定しました。</p> <p>建築物としましては、一般住宅2階建て及び駐車場が3台止められる計画です。取水につきましてはさくら市上水道より取水、排水は合併浄化槽及びバイオクリーンシステムにて宅地内処理、雨水については宅地内浸透処理です。なお、乗入につきましては認定外道路で接続しておりますのでそこからの乗り入れを計画しています。</p> <p>資金計画につきましては、用地取得費として300万円、建築費が3050万円、その他諸々で3500万円であります。全額融資でまかない、融資証明が添付されています。</p> <p>なお、申請地は盛土する計画もなく現在そのまま一般住宅を建築する計画であります。周辺農地への影響はないと思われまして、24日に地元推進委員と現地調査並びに本日の調査会においても異議はないとのことですのでご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p>

		<p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。 議案第3号番号2番について承認される方の挙手を求めます。</p>
		<p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号2番については、原案どおり承認されました。 続きまして議案第3号番号3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第3号番号3番について朗読して説明する。) なお、農地区分は、都市計画法の用途地域(第二種住居地域)でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
13番	小池	<p>案内図3-3をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 本申請は株式会社〇〇が売買により太陽光発電設備として転用する案件でございます。この土地はほとんど平坦で日照をさえぎる立木もなく近隣に送電することができるという条件で当該地を選定しました。申請地7449㎡に発電パネル2268枚を取り付けて最大出力567キロワットを設置するという事業内容です。土地の整地につきましては重機による転圧で、周囲には高さ1.5mのフェンスを設けます。 周辺農地への被害防除対策ですが、草刈は毎年定期的に5月、8月、10月の3回行い、除草剤は年2回4月と11月に散布するという内容でございます。24日の推進委員との調査、また本日の調査会におきましても異議はないとのことですのでご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>

議長	中山	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。 議案第3号番号3番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号3番については、原案どおり承認されました。 続きまして議案第3号番号4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第3号番号4番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、都市計画法の用途地域(第二種住居地域)でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
13番	小池	<p>案内図3-4をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>申請の内容につきましては3-3と同じで太陽光発電設備であります。2550枚のパネルを設置して発電を行うという申請です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。 議案第3号番号4番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号4番については、原案どおり承認されました。 次に、議案第4号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。</p>

事務局	石原	<p>この議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市が定める農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき市が意見を求める農用地利用配分計画となります。</p> <p>令和2年度第2号 公告予定年月日は令和2年5月29日です。</p> <p>計画の内容といたしましては、利用権設定が新規7件、再設定8件、所有権移転が4件となっております。なお、詳細については、別添の農用地利用集積計画書のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。 議案第4号について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第4号は、原案どおり承認されました。 次に、議案第5号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題に供します。 番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてご説明いたします。資料は別冊となります。</p> <p>農用地区域変更明細に記載がございます。除外が2件であります。</p> <p>それでは、番号1番についてご説明いたします。(議案第5号番号1番について朗読して説明する。)</p> <p>案内図をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>申出地は、周囲を、東が宅地、西が農地、南が道路、北が宅地で囲まれた土地であります。</p> <p>「農用地区域の除外を必要とする理由」についてであります。事業計画書の1の「農振除外の必要性」にありますとおり、申出者は、現在、借家に妻と子供2人の家族4人で生活していますが、母親、祖母の今後の介護等の必要性を考えると実家の近くに居住</p>

		<p>する必要があるという理由から、今回の申し出に至っております。</p> <p>次に、「当該土地を選定した経過・理由」であります。同じく事業計画書の2の「土地の選定理由」にありますとおり、実家に隣接し土地の地勢等も平坦であり、道路に面し出入りしやすい土地である事、また建築後の利用上子育て支援、及び母親、祖母の生活支援等がしやすい位置での理由から選定をされております。</p> <p>次に、「農用地区域への影響」についてであります。同じく事業計画書の3の「土地利用計画」にありますとおり、取水は市上水道より取水、排水は合併浄化槽で処理後、敷地内処理装置により処理する計画です。雨水排水は、敷地内浸透処理する計画です。日照・通風への影響ですが、本計画で建築する住宅は平屋建てとし、境界より出来るだけ離れた位置に建築するため、日照、通風への影響は軽微であると考えられます。</p> <p>次に、「土地利用計画図」をご覧ください。土地利用計画については、平屋建て住宅1棟と駐車場4台分を確保する計画です。</p> <p>資金計画については、総事業費1,800万円全額を金融機関からの融資にて賄う計画となっております。</p> <p>最後になりますが、農用地区域除外後の農地区分は、農業公共投資の対象となっている農地でありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、農地法上の転用許可は見込まれるものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の意見を求めます。</p>
5番	七久保	<p>申出人は現在、〇〇市△△に住んでおります。実家には90代の祖母と60代の母が二人で生活しており、今後の生活介護支援の必要性を考え実家に隣接する農地を選定し住宅を建築しようとするものです。</p> <p>申出地は農用地区域内にあるため、まず農用地区域除外の申し出が必要となるため今回の申請に至ったものです。</p> <p>詳細につきましては事務局の説明のとおりです。5月19日の農地利用最適化推進委員との調査会及び本日の調査会におきまして書類審査のうえ現地を確認いたしました。何ら問題なしと判断いたします。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>

		す。
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。 議案第5号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号1番は、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第5号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>(議案第5号番号2番について朗読して説明する。)</p> <p>案内図をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>申出地は、周囲を、東が宅地、西が農地、南が農地、北が道路で囲まれた土地であります。</p> <p>「農用地区域の除外を必要とする理由」についてであります が、事業計画書の1の「転用行為の必要性」にありますとおり、 申出者は、現在、申出地に隣接する〇〇番地に居住しております が、〇〇番地の土地が申出地に越境していることがわかりまし た。申出地において、35年以上生活をしており、生活の基盤が 確立されていること、農地への復元が困難であることから、今回 の申し出に至っております。</p> <p>「農用地区域への影響」についてですが、既に宅地敷地として 利用されており、現況の変更はありませんので、影響はないもの と考えられます。</p> <p>次に、「土地利用計画平面図」をご覧ください。当該申出地は、 35年以上前から隣接する宅地の一部として一体利用されてお ります。</p> <p>次に、平成5年10月11日撮影の航空写真で、隣接する宅地 の一部として一体利用されていることが確認できます。</p> <p>資金計画については、現状のまま利用する予定でありますの で、新たに発生する経費はないとのことであります。</p> <p>最後になりますが、農用地区域除外後は、非農地証明交付要領</p>

		<p>の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付できると判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	担当委員の意見を求めます。
14番	石田	詳細につきましては事務局の説明のとおりです。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号番号2番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号2番は、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第6号「耕作放棄地の非農地通知書交付について」を議題に供します。番号1番につきましては、取り下げとなりました。</p> <p>続きまして、議案第6号 番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>(議案第6号番号2番について朗読して説明する。)</p> <p>(場所の説明をする。)</p> <p>農振地域外、土地改良未実施、現地確認担当者 小池利一委員、現地確認日は令和元年9月2日です。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	担当委員の説明を願います。
13番	小池	<p>案内図6-2をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>申請地はヨシが生えていて進入路もないような水田で約50年間耕作していないということです。ご審議のほどよろしくお願</p>

		いたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。  【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第6号番号2番について承認される方の挙手を求めます。  【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第6号番号2番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第6号番号3番について事務局の説明を求めます。
事務局	大山	(議案第6号番号3番について朗読して説明する。) (場所の説明をする。) 農振白地、土地改良未実施、現地確認担当者 石田多美子委員、 現地確認日は令和元年9月12日です。 以上です。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
14番	石田	昨日地元推進委員2名と現地を確認してまいりました。その結果推進委員もやむを得ないのではないかということでした。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。  【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第6号番号3番について承認される方の挙手を求めます。  【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第6号番号3番は原案どおり承認され

		<p>ました。</p> <p>続きまして、議案第6号番号4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>(議案第6号番号4番について朗読して説明する。)</p> <p>(場所の説明をする。)</p> <p>農振地域外、土地改良未実施、現地確認担当者 小池利一委員、現地確認日は令和元年9月2日となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
13番	小池	<p>この場所は水が入らない土地で何年も耕作していない土地です。昨日の推進委員との現地調査並びに本日の調査会におきましても問題はないということなので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第6号番号4番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第6号番号4番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第6号番号5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>(議案第6号番号5番について朗読して説明する。)</p> <p>(場所の説明をする。)</p> <p>農振白地、土地改良未実施、現地確認担当者 小池利一委員、現地確認日は令和元年9月2日です。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>

1 3 番	小池	<p>太い木も生えており山と同じような状況です。昨日の推進委員との調査会並びに本日の調査会におきましても非農地通知書の交付につきましてはやむを得ないということでした。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第6号番号5番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第6号番号5番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第6号番号6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>(議案第6号番号6番について朗読して説明する。)</p> <p>(場所の説明をする。)</p> <p>農振白地、土地改良未実施、現地確認担当者 石田多美子委員、 現地確認日は令和元年9月30日となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明を願います。</p>
1 4 番	石田	<p>5月23日に地元推進委員5名と現地を確認してまいりました。森林の状態であります。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第6号番号6番について承認される方の挙手を求めます。</p>

議長

中山

【全員挙手】

全員挙手ですので、議案第6号番号6番は原案どおり承認されました。

次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番から番号4番、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番から番号6番はお目通しを願います。

本日の議題はすべて終了いたしました。

以上をもちましてさくら市農業委員会5月定例総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午後2時35分閉会)